

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施（四件）……………一
- ……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………二
- 東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針……………二
- ……………（住宅政策本部住宅企画部マンション課）……………二
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………七
- ……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）……………七
- 都営住宅の使用料の変更……………七
- ……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………七
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………〇
- ……………（同）……………〇
- 都営改良住宅の使用料の変更……………三
- ……………（同）……………三
- 都営住宅の駐車場の廃止……………三
- ……………（同）……………三
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………三
- ……………（同）……………三
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………三
- ……………（同）……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………三
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………六

規則（公）

- 平成三十一年東京都告示第五百六十四号（道路交
通法第百八条の二第二項及び同法第百十二条第一
項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………七
- ……………（東京都公安委員会）……………七
- 東京都公安委員会が保有する特定個人情報保護
等に関する規則の一部を改正する規則……………七
- ……………（同）……………七
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………七
- ……………（都市整備局多摩
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………七
- 臨海副都心進出事業者の公募の中止……………六
- ……………（港湾局臨海開発部誘致促進課）……………六

告示

- 東京都告示第六百四十三号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、調布市
長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同
条第三項の規定により告示する。
令和元年十月三十一日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 令和元年九月二十日から令和三年三月三
十一日まで

○東京都告示第六百四十四号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長
から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条
第三項の規定により告示する。
令和元年十月三十一日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 北区神谷一丁目及び王子五丁目各地内
- 四 測量の期間 令和元年五月十日から令和二年三月十五
日まで

東京都告示第六百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵村
山市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、
同条第三項の規定により告示する。
令和元年十月三十一日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 武蔵村山市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 武蔵村山市榎二丁目地内
- 四 測量の期間 令和元年九月二十四日から同年十二月二
十七日まで

東京都告示第六百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に
おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市
長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 令和元年五月一日から令和二年三月三十一日まで

●東京都告示第六百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

荒川区西日暮里四丁目千三十五番一、令和元年十月十日
同番十及び千四百四十七 六日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百四十八号

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(平成三十一年東京都条例第三十号)第四条第二項の規定に基づき、マンションの管理の適正化に関する指針を次

のように定めたので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針

第1章 総則

第1 制定の趣旨

この指針は、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(平成31年東京都条例第30号。以下「条例」という。)第4条第2項の規定に基づき定められたものであって、良質なマンションストック及び良好な居住環境の形成並びにマンション周辺における防災・防犯の確保及び衛生・環境への悪影響の防止を図るため、マンションの管理の主体である管理組合が、マンション管理士、マンション管理業者及びマンション分譲事業者による条例第6条から第8条までの規定の趣旨を踏まえた協力並びにその他のマンションに関わる者の協力の下、行政の助言や支援を受けながら、マンションの適正な管理の推進及び社会的機能の向上に資する取組を実施する際の具体的な指針となるものである。

第2 用語の定義

この指針における用語の意義は、条例及び東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例施行規則(令和元年東京都規則第74号。以下「規則」という。)の例による。

2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事 管理規約の規定に基づき、総会の決議により選任された区分所有者等又は区分所有者等以外の者で総会の決議により選任された者であって、管理組合の業務を担当するものをいう。
- (2) 監事 管理規約の規定に基づき、総会の決議により選任された区分所有者等又は区分所有者等以外の者で総会の決議により選任された者であって、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告するものをいう。
- (3) 役員 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。)及び監事をいう。
- (4) 理事会 理事により構成される管理組合の業務の執行機関をいう。

第3 実施の主体

管理組合及び区分所有者等は、管理組合の活動に際し、この指針に示す事項に取り組むよう努める。

第2章 管理不全を予防するための必須事項

第4 管理組合の運営体制の整備

マンションの管理は、区分所有者等が自らの責任で行うものであり、区分所有者等により構成される管理組合が、マンションの管理の主体として、管理組合の運営を適正に行うことが必要である。

2 管理組合の運営は、情報の開示、運営の透明化等を図りながら、区分所有者等の合意に基づいて行うことが必要である。

3 管理組合は、自ら主体的に継続的な活動を行っていくために、次に掲げる事項について取り組むことが重要である。

- (1) 居住実態に即した管理規約を保持していること。
 - (2) 適切な理事会運営を担保する細則を定めていること(ただし、外部の専門家に管理を委ねる場合や、規模の小さいマンションの場合等で、理事会を設けないときを除く。)
 - (3) 事故や自然災害等に対応できる体制を整えていること。
 - (4) 居住者間の良好なコミュニケーションの形成に取り組むこと。
- 4 マンション管理には、専門的な知識も必要となることから、マンション管理業者への委託、マンション管理士等の専門家の効果的な活用について検討するとともに、行政の助言や支援を受けることも考えられる。

第5 管理者等

区分所有者等は、建物の区分所有者等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第25条に規定する管理者(区分所有法第49条第1項に規定する管理組合法人の理事を除く。)を選任することが必要である。

2 管理者等は、マンション管理の目的が達成できるように法令等を遵守し、区分所有者等のため、誠実にその職務を執行する必要がある。

第6 管理規約

管理組合は、マンション管理の最高自治規範である管理規約やこれに基づく細則(以下「管理規約等」という。)が、居住者の行動規範(住まいる方のルール)として遵守され、マンションを取り巻く社会環境の変化等に即したものであるよう、次に掲げる事項について取り組むことが必要である。

- (1) 居住実態を踏まえた自主的な管理規約等とすること。そのため、管理規約等の点検に努め、法令等や標準管理規約(平成29年8月29日付国土動指第27号・国住マ第33号等)の改正等のマンション管理を巡る状況の変化が生じた場合や不均衡な規定の存在が明らかになった場合等において、必要に応じて管理規約等を改正すること。
- (2) 専有部分及び共用部分の使用方法及びに理事会の運営等に関し、必要に応じ細則を設けること。
- (3) 管理規約等の原本を保管し、保管場所を掲示するとともに、改正理由等を時系列に整理しておくこと。

(4) 管理規約等が遵守されるよう、広報活動、コミュニティ活動等による継続的な取組を行うこと。

(5) 区分所有権の移転等に際し、区分所有者等又は区分所有者等からの媒介の依頼を受けた宅地建物取引業者等の利害関係人から、管理規約や総会議事録、会計帳簿、長期修繕計画書等の管理組合の財務・管理に関する情報の開示を求められた場合の開示する情報の範囲や方法について定めておくこと。

(6) 管理規約等の違反者への対応を定めておくこと。

第7 総会の開催等

管理組合は、総会が管理組合の最高意思決定機関であることを踏まえ、区分所有者等全員による議決権の行使や総会運営の透明性の確保に向けて、次に掲げる事項について取り組むことが必要である。

(1) 少なくとも年1回、総会を開催すること。

(2) 緊急を要する場合を除き、総会の開催の通知に先立ち、開催予定日が明らかになり次第、掲示板等で開催の予定日時を周知すること。

(3) 重要な案件について、事前説明会、アンケート等による意見聴取に努めること。

(4) 総会の開催の通知に当たっては、出席・欠席の確認書のほか、議案に係る議決権行使書及び委任状を添付すること。

(5) 総会の終了後、早期に議事の内容について整理・確認し、議事録を作成すること。

(6) 総会の議事録は、適宜戸別配布を行うとともに整理・保管し、区分所有者等又は利害関係人からの書面による請求に対し随時閲覧できる状態にするなど、情報の透明化及び共有化を図ること。

2 管理組合は、円滑な組合活動を行うため、次に掲げる事項について取り組むことが重要である。ただし、外部の専門家に管理を委ねる場合や、規模の小さいマンションの場合で、理事会を設けないときは、(2)及び(3)の限りでない。

(1) 管理組合は、総会の決議により役員を選任すること。また、選任された役員は、それぞれの職務を誠実に行うこと。

(2) 管理組合の業務執行を決定するため、理事会を置くこと。

(3) 管理組合は、少なくとも2か月に1回定期的に理事会を開催すること。

その運営に当たり、安定性、公正性及び自立性を確保するため、基本的な事項を管理規約に、管理規約に定めのない事項及び補足する事項を細則に定めること。

(4) 管理規約には、管理組合の役員に関して定めること。定める事項の例としては、役員の資格、欠格条項、利益相反取引の防止、役員の選任方法、役員の任期と管理運営の継続性を確保していくための措置、役員に欠員が生じた場合の措置、理事の職務、監事の職務及び理事会への関与(ただし、理事会を設けない場合を除く。)が挙げられる。

第8 管理費

管理組合は、マンションの管理の実態に応じ、管理費として区分所有者等が拠出すべき額及びその徴収方法を定め、適切に使用することが必要である。

第9 修繕積立金

管理組合は、マンションの維持保全の実態に応じ、修繕積立金として区分所有者等が拠出すべき額及びその徴収方法を定めることが必要である。

また、修繕積立金は、管理費とは区分して経理することが必要である。

2 修繕積立金の設定に当たっては、特に、経年による劣化に対応するため、長期修繕計画に定められている修繕工事を実施できるよう、必要な金額を積み立てておくことが重要である。

なお、長期修繕計画の見直しに合わせて、必要に応じて積立方式等の資金計画を見直すことが重要である。

第10 修繕の計画的な実施

管理組合は、計画的な修繕工事を円滑に実施するため、マンションの実情に応じて最適な実施方法等を検討の上、次に掲げる事項について取り組むことが必要である。また、必要に応じて第三者的立場の専門家による公正かつ客観的なアドバイスを受けることが重要である。

(1) 計画的な修繕工事の実施に向けた専門委員会の設置

(2) 計画的な修繕工事の実施体制

(3) 計画的な修繕工事の内容・仕様

(4) 計画的な修繕工事を実施する業者の選定方法

(5) 計画的な修繕工事に要する費用の調達方法

(6) 計画的な修繕工事に関する履歴の保管方法

(7) 長期修繕計画への反映

第3章 適正な管理を行う上で重要な項目

第11 長期修繕計画

管理組合は、快適な居住環境及び資産の維持保全を図るため、建物・設備の実態に即した長期修繕計画を作成し、定期的に見直しを行うことが重要である。

第12 出納・会計処理

管理組合は、適正な資金管理、公平な負担と使途の透明性の確保を図るため、次に掲げる事項に関する規定を細則に定めることが重要である。

- (1) 出納・会計に係る処理基準及び管理費の具体的な支出内訳
- (2) 修繕積立金の運用方法
- (3) 会計処理及び財産状況の監査の方法

第13 滞納防止・滞納処理

管理組合は、管理規約等にあらかじめ滞納者に対する措置を定め、区分所有者等に対し周知しておくとともに、滞納が発生した場合は、滞納管理費等に消滅時効があることも踏まえて、迅速に取り組むことが重要である。

第14 区分所有者等の名簿

管理組合は、区分所有者等への平常時における連絡に加え、火災、地震、風水害等、緊急時の迅速な対応を行うため、次に掲げるものを常備するとともに、(1)及び(2)の名簿は常に最新の情報に更新しておくことが重要である。

- (1) 区分所有者等名簿(非居住者を含む。)
- (2) 居住者名簿及び避難行動要支援者名簿
- (3) 名簿の取扱いに関する規程

第15 耐震化対策

管理組合は、建築確認済証の交付年月日が昭和56年5月31日以前の建物については、耐震性が不足している可能性があるため、マンションの耐震化対策に関する円滑な合意形成に向け、区分所有者等に対して、その重要性について説明し、次に掲げる事項に留意しながら、耐震化対策に取り組むことが重要である。

- (1) 専門委員会の設置や専門家の活用等、計画的な実施に向けた検討体制を確保すること。
- (2) 耐震診断、耐震設計及び耐震補強工事に係る費用負担その他住戸への影響等について、区分所有者等の理解を十分に得ること。
- (3) 構造面における耐震化対策だけにとどまらず、設備に関する耐震対策も行うなど、総合的な観点で耐震化を進めること。
- (4) 耐震診断の結果、耐震性が不足しているにもかかわらず、早期に耐震補強工事を実施することが難しい場合は、長期修繕計画を見直し、実施目標を設定すること。

第16 マンションに関する情報等の保管

管理組合は、マンション管理業者と連携を図りつつ、次に掲げるものについて、主体的に情報を整備し、保管するよう取り組むことが重要である。

- (1) 管理規約、細則、総会議事録、理事会議事録、長期修繕計画、設計図書及び修繕等の履歴情報等の書類

- (2) 会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿その他帳票類
- (3) 管理組合の財務・管理に関する情報
- (4) マンション共用部分の点検や調査・診断等を行った時に作成・提供される書類等
- (5) 専有部分の修繕等に関する工事の書類等

第4章 マンションの社会的機能を向上する取組

第17 防災対策

管理組合は、火災、地震、風水害等に備えるため、次に掲げる事項に取り組むことが望ましい。

- (1) 総会や理事会で意思決定ができない場合や緊急に専有部分に立ち入らなければならぬ事態が生じた場合の管理規約等におけるルールの整備
- (2) 自主防災組織の設置
- (3) 防災マニュアルの作成
- (4) 屋内の避難場所の確保
- (5) 防災用備蓄倉庫の設置
- (6) 地震等による被災時に必要となる設備機器及び資材の確保及び継続的な維持管理
- (7) 飲料水及び非常用食糧の確保等
- (8) 避難行動要支援者の把握
- (9) 防災訓練の実施
- (10) 火災・地震保険の加入

第18 住環境の維持

マンションにおける快適で安全な住生活を維持し、また向上させていくためには、防犯や防災、衛生、景観等、良好な住環境を維持していくことが重要であることから、管理組合は、次に掲げる事項について取り組むことが望ましい。

- (1) 良好な住環境の維持のために必要なルールを整備すること。
- (2) 防犯性の高いマンションとするため、居住者の安全を確保する対策の充実を図ること。
- (3) バリアフリーの観点から共用部分の維持管理・点検の仕組みを整えること。
- (4) 法令等による緑化や駐車場附置等の基準を遵守するため、外構の維持管理・点検を行うこと。
- (5) 省エネルギーの観点から、共用部分について、照明のLED化や断熱性能の向上等の検討を行うこと。
- (6) 地域の安心・安全の確保や住環境の維持のために行政が行う施策に協力すること。

第19 居住者コミュニティ・地域コミュニティ

管理組合は、マンションにおける快適で安全な住生活や円滑な管理組合運営を確保していくため、次に掲げる事項について取り組むことが望ましい。

- (1) 快適で安全な住生活や円滑な管理組合運営の確保のために必要なルールを整備すること。
- (2) 継続的に居住者間のコミュニティの形成を図ること。
- (3) マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に係る活動に関して、行政や地域コミュニティとの連携を図ること。

第5章 その他マンションの管理の適正化に関する重要な事項

第20 マンション管理業者への委託等

管理組合は、マンション管理業者に管理を委託する場合は、マンション管理業者と良好な関係を構築し、自律的な運営をしていくため、その委託に当たり、自主的に委託内容を決め、内容の透明性を確保するとともに、事前に区分所有者等間の合意を得るものとする。

第21 外部専門家の活用

管理組合は、外部の専門家に対し、管理組合の管理者等又は役員への就任を依頼する場合は、利益相反等に注意し、管理業務の委託や工事の発注等について、ルールを整備しておくことが望ましい。

- 2 外部の専門家を管理者等とする場合、当該専門家は、その判断・執行の誤りによる財産毀損に係る賠償責任保険に加入していることが望ましい。

第22 専有部分への対応

専有部分の管理は、区分所有者等が自ら行うことになるが、管理組合は、リフォーム等の実施、区分所有権の売買、専有部分の貸与、長期不在住戸への対応、災害・事故等の緊急時の立入りなどに関するルールや手続について明確にしておくことが望ましい。

第23 マンションに関する情報の開示

管理組合は、売買時における管理組合の運営・財産状況等、管理に係る情報を、購入予定者等に対して可能な限り購入検討時期に開示することが望ましい。

第24 行政機関に対する届出等

管理組合は、建築・設備に係る法定の点検等や条例及びマンションの適正な管理の促進に関する区市町村の条例に基づき報告・届出等を円滑かつ適正に実施するため、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 法定の点検等に係る対象設備、部位の一覧を用意し、区分所有者等の周知を図ること。

- (2) 法定の点検等の報告書又はその写しを保管し、区分所有者等が随時閲覧できる状態にすること。

- (3) 法定の点検等で指摘があった際には、その改善等に向けて適切に対応すること。

- (4) 条例第15条第1項、同条第3項、同条第5項、第16条第1項及び同条第2項に定めるマンションは、規則に定める期日までに届出書を提出すること。

- (5) その他行政から調査等の要請がある場合は、必要な協力を行うこと。

第25 マンションの再生

管理組合は、早い段階から将来の建替えや改修等、再生に向けての意識を持つことが重要であるため、次に掲げる事項について取り組むことが望ましい。

- (1) 区分所有者等への再生に関する意識の啓発

- (2) 再生に向けての検討体制の整備

- (3) 再生に必要な資金の確保

●東京都告示第六百四十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 令和元年十一月十四日 午前十時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 ライフクリエイツ株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 服部 幸恵

(三) 主たる事務 渋谷区代々木二丁目二十一番十号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第三七五二二号

(五) 免許年月日 平成二十九年九月二十八日

●東京都告示第六百五十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和元年十一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	80,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(14号棟)	新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	79,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(25号棟)	新宿区戸山2-25	41.3	1	35,200	74,800
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	46,400
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	51,700
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	74,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	2	34,400	49,600
一般都営	中層耐火	東砂七丁目アパート(36号棟)	江東区東砂7-17	51.0	1	41,700	60,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(17号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	35,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	49,300
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	2	31,600	52,300
一般都営	高層耐火	南砂六丁目アパート(2号棟)	江東区南砂6-5	51.2	1	43,400	81,200
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	89,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	71,100
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	42,800
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	42,800
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,500	48,300
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	1	34,200	61,700
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(3号棟)	大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,000	52,600
一般都営	高層耐火	萩中三丁目アパート(18号棟)	大田区萩中3-27	42.2	1	33,600	60,900
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(3号棟)	世田谷区新町2-23	55.9	1	47,100	94,600
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(49-4号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.4	1	32,100	71,200
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	82,000
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,000	72,000
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート(1号棟)	中野区南台4-41	51.0	1	38,400	85,400
一般都営	中層耐火	和田一丁目アパート(20号棟)	杉並区和田1-33	42.3	1	31,900	59,600
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(11号棟)	杉並区上井草4-8	39.0	1	28,600	62,700

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)	豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,000	65,000
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,800	63,100
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート(10号棟)	北区西ヶ丘2-16	51.0	1	41,000	69,900
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	53,300
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(1号棟)	北区王子本町3-8	37.0	1	28,000	53,900
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(2号棟)	北区王子本町3-8	33.4	1	25,400	48,800
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(3号棟)	北区王子本町3-9	33.4	1	25,400	48,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(3号棟)	北区滝野川3-63	36.7	1	28,100	47,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)	北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	56,800
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(5号棟)	北区赤羽西5-11	37.3	1	29,000	52,100
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(7号棟)	板橋区新河岸2-10	36.4	1	25,800	33,100
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,800	40,400
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	37,200
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	70,700
一般都営	中層耐火	豊玉中一丁目第2アパート(1号棟)	練馬区豊玉中1-9	55.9	1	44,000	88,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第4アパート(2号棟)	練馬区春日町3-18	55.9	1	44,300	91,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)	練馬区北町6-7	55.9	1	43,700	88,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,300	47,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(43号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(21号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート(4号棟)	練馬区春日町4-4	55.9	1	43,400	80,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(12号棟)	足立区西保木間3-12	39.0	1	27,400	38,600
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,400	62,800
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(2号棟)	足立区弘道2-16	59.6	1	44,200	84,600
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(5号棟)	足立区弘道2-10	59.6	1	44,600	86,000
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(2号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	29,800	42,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(14号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	35,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(18号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	37,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	22,800	37,900
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,400	34,200
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(4号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	2	24,200	38,400
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(7号棟)	足立区辰沼1-2	33.4	1	22,600	35,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(11号棟)	足立区辰沼1-2	39.0	1	27,100	41,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(3号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	42,300
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)	足立区舎人6-11	56.8	1	40,300	64,000
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	67,200
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(2号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,900	68,100
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート(4号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,900	72,800
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(2号棟)	足立区青井3-31	51.0	1	37,800	71,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-3	55.9	1	41,800	74,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(2号棟)	葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	85,100
一般都営	中層耐火	奥戸二丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸2-43	36.7	1	25,400	43,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	69,600
一般都営	中層耐火	西瑞江四丁目アパート(1号棟)	江戸川区西瑞江4-19	55.9	1	43,100	71,500
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(7号棟)	江戸川区南小岩2-4	42.3	1	32,400	55,000
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	62,700
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	68,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	79,100
一般都営	中層耐火	八王子南大谷アパート(6号棟)	八王子市大谷町45-6	36.4	1	17,800	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-4号棟)	八王子市鹿島16-4	51.1	1	26,300	43,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18-1	51.1	1	26,300	43,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-2号棟)	八王子市松が谷18-2	51.1	1	26,300	43,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-2号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	71,000
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,700	103,800
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート(21号棟)	武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,000	77,900
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(8号棟)	三鷹市上連雀9-38	62.1	1	45,900	96,100
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,400	55,800
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)	府中市美好町1-9	62.1	1	39,600	84,500
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(3号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	35,900	78,900
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(1号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,500	84,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	66,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	45.2	1	26,900	66,900
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(2号棟)	調布市深大寺町4-35	62.1	1	38,000	85,200
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(4号棟)	調布市下石原1-15	62.1	1	38,300	92,000

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(4号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	1	34,600	84,900
一般都営	中層耐火	東つつじヶ丘二丁目アパート(3号棟)	調布市東つつじヶ丘2-32	51.0	1	31,600	80,700
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(3号棟)	調布市柴崎1-7-1	51.0	1	31,500	79,400
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(2号棟)	調布市染地3-3-1	48.1	1	27,900	64,000
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(3号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	77,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(11号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	59,700
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,400	65,700
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	76,400
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(1号棟)	町田市金森2-31	55.9	1	30,800	60,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	29,700	59,100
一般都営	中層耐火	武蔵岡アパート(3号棟)	町田市相原町3190	61.5	1	37,400	66,000
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート(1号棟)	小金井市中町2-1	61.3	1	39,100	95,700
一般都営	中層耐火	津田町三丁目アパート(12号棟)	小平市津田町3-12	61.5	1	39,300	86,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,600	79,200
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	30,900	65,100
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(3号棟)	西東京市西原町4-10	51.1	1	31,200	67,400
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市北原町1-32	60.2	1	37,200	84,600
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(3号棟)	西東京市北原町1-32	51.1	1	31,600	71,800
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	73,200
一般都営	中層耐火	保谷東町一丁目アパート(2号棟)	西東京市東町1-4	62.7	1	41,700	94,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(9号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(12号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(31号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(39号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(41号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,100
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(13号棟)	清瀬市竹丘1-5	48.1	1	27,500	54,500
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘二丁目アパート(40号棟)	清瀬市竹丘2-17	55.8	1	36,700	69,800
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート(22号棟)	東久留米市八幡町2-14	55.9	1	31,700	60,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-7号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,700

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-9号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,700

●東京都告示第六百五十一号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
一ツ家二丁目アパート(17号棟)	足立区一ツ家二丁目十五番	中層耐火 三四・六平方メートル	四〇戸	二八、四〇〇円	六五、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一〇戸	三三、二〇〇円	七六、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三九、三〇〇円	九〇、六〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	同右	四七、一〇〇円	一〇八、四〇〇円
一ツ家二丁目アパート(18号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二五戸	二八、四〇〇円	六五、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三三、二〇〇円	七六、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三九、三〇〇円	九〇、六〇〇円
一ツ家二丁目アパート(19号棟)	同右	高層耐火 三四・六平方メートル	五六戸	二八、四〇〇円	六五、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二四戸	三三、二〇〇円	七六、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	三九、三〇〇円	九〇、九〇〇円
一ツ家二丁目アパート(20号棟)	同右	中層耐火 三四・六平方メートル	五戸	二八、四〇〇円	六五、六〇〇円
同右	同右	高層耐火 同右	一八戸	同右	同右
同右	同右	中層耐火 四〇・四平方メートル	五戸	三三、二〇〇円	七六、六〇〇円
同右	同右	高層耐火 同右	一八戸	同右	同右
同右	同右	高層耐火 四七・八平方メートル	六戸	三九、三〇〇円	九〇、八〇〇円
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四七、二〇〇円	一〇八、九〇〇円
国立富士見台四丁目アパート(1号棟)	国立市富士見台四丁目十七番地の一	同右 三四・六平方メートル	四六戸	二八、六〇〇円	六九、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三〇戸	三三、四〇〇円	八一、六〇〇円

●東京都告示第六百五十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和元年十一
月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により
告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート(3号棟)	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	50.0	1	36,800
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸7-56	46.6	1	36,500
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(5号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(9号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(55号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-55	36.6	1	31,400
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート(2号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400
改良	高層耐火	昭島玉川町アパート(2号棟)	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,100

●東京都告示第六百五十三号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九
年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用
する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
府中矢崎町アパート駐 車場	府中市矢崎町一丁目 十二番地	一區画

●東京都告示第六百五十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
東大泉三丁目第4アパ ルト駐車場	練馬区東大泉三丁目 五九区画 五十八番ほか	一四三區画
国立富士見台四丁目ア パート駐車場	国立市富士見台四丁 目十七番地ほか	一四三區画

●東京都告示第六百五十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
一ツ家二丁目アパート 駐車場	足立区一ツ家二丁目 十五番	八区画
1128 村山アパート (1128) 駐車場	武蔵村山市緑が丘千 四百六十番地	四九区画
1131 永山三丁目団地駐車場 二番地の一	多摩市永山三丁目十 七二区画	

●東京都告示第六百五十六号

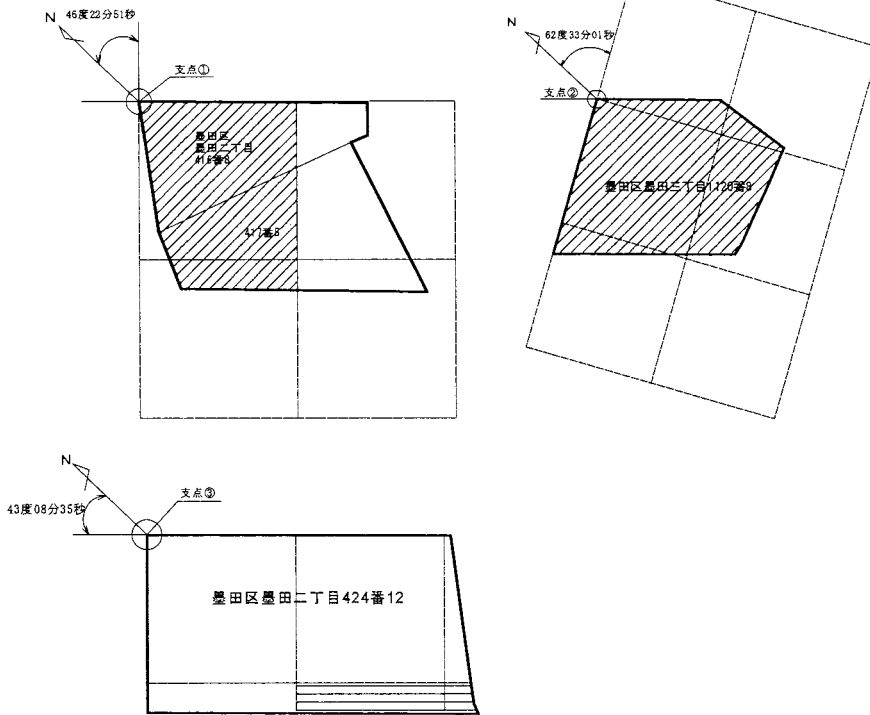
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区墨田二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



凡例

—— 敷地 --- 単位区画 —— 筆界

▨ 形質変更時要届出区域

(この告示により指定する区域)

▨ 形質変更時要届出区域

(令和元年東京都告示第33号により指定した区域)

【支点】

支点①は、墨田区墨田二丁目416番8の最北端とする。
支点②は、墨田区墨田三丁目1120番8の最北端とする。
支点③は、墨田区墨田二丁目424番12の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 支点① 46度22分51秒
- 支点② 62度33分01秒
- 支点③ 43度08分35秒

●東京都告示第六百五十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三十一日

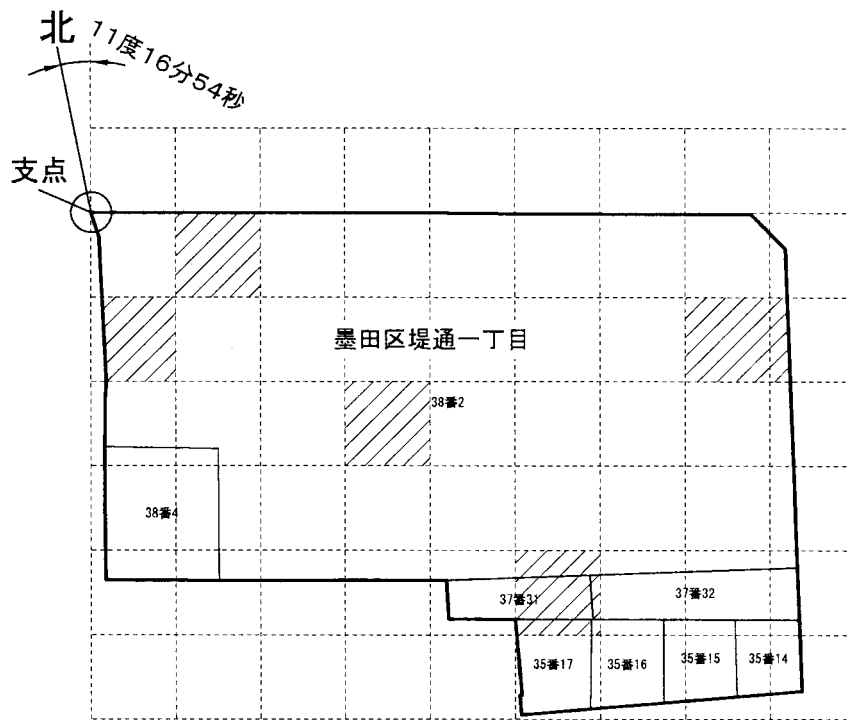
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区堤通一
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点は、墨田区堤通一丁目38番2の最北端とする。

【格子の回転角度(11度16分54秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百五十八号

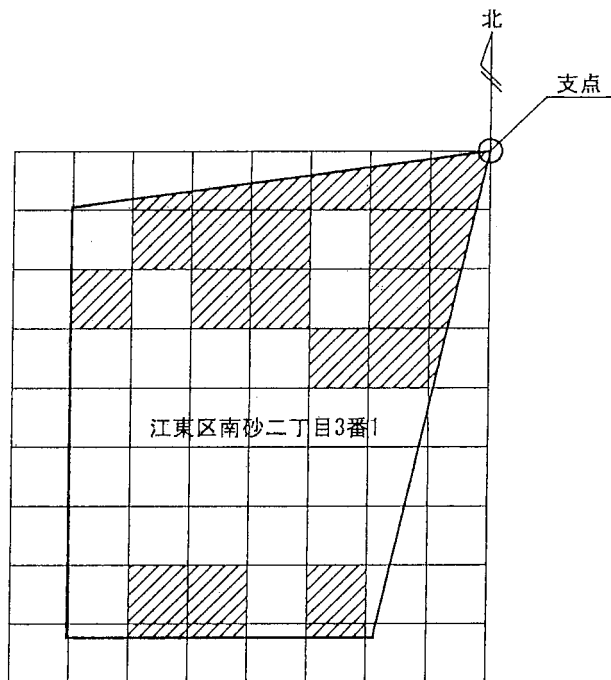
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三十一日




東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区南砂二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡 例】

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  敷地境界

【支 点】

支点は江東区南砂二丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百五十九号

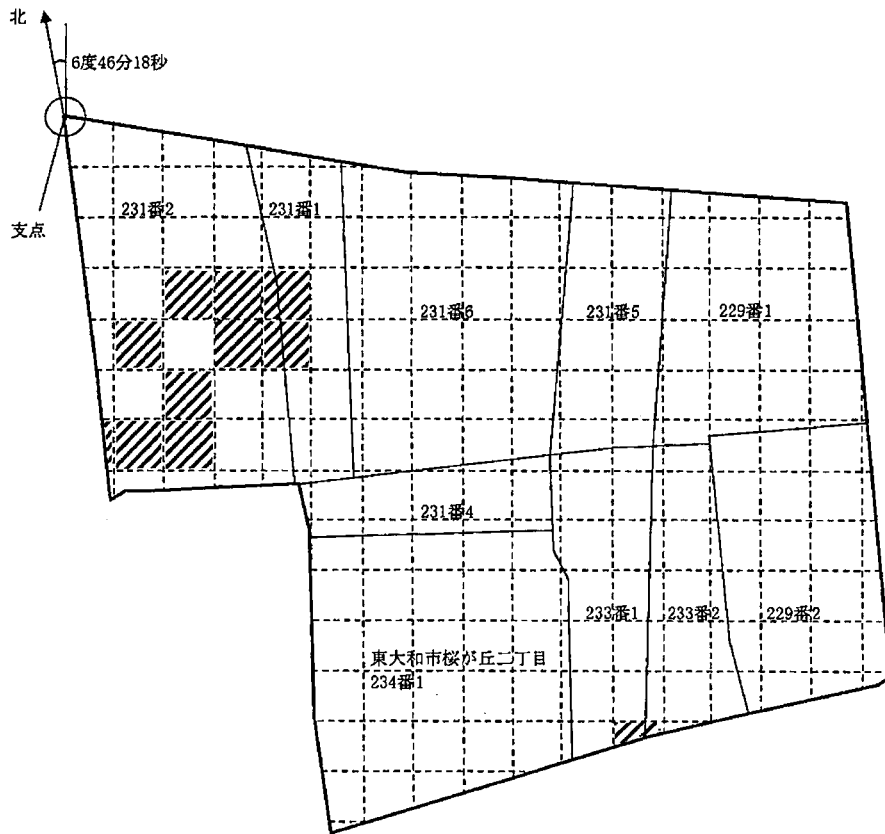
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、令和元年東京都告示第百五十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(東大和市桜が丘二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【格子の回転角度(6度46分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中止として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、東大和市桜が丘二丁目231番2の最北端とする。

●東京都告示第六百六十号

平成三十一年東京都告示第五百六十四号(道路交通法第百八条の二第二項及び同法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一の表中飛鳥DC八王子株式会社飛鳥グリーンペンタカンジ八王子の項を削る。

規則(公)

東京都公安委員会が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月31日

東京都公安委員会

委員長 北井 久美子

●東京都公安委員会規則第5号

東京都公安委員会が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公安委員会が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則(平成27年12月24日東京都公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年

法律第16号。以下「改正法」という。)附則第1条第6号に規定する政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正法第4条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「旧法」という。)第7条第1項若しくは第2項又は旧法附則第3条第1項から第3項までの規定による通知カード(旧法第7条第1項に規定する通知カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者(施行日以後当該通知カードの交付を受けている者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。)が、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例(平成27年東京都条例第141号)第27条第2項の規定により提出し、又は提示する保有特定個人情報情報の本人の個人番号が記載されている書類については、この規則による改正後の東京都公安委員会が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和元年十月三十一日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名
許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市砂川町六丁目四十五番十二、四十八番二、同番六、同番二十一、同番二十四及び同番二十七から同番二十九まで
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

西多摩郡瑞穂町大字高根字高根下八十一番から八十三番まで
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

羽村市羽中二丁目二千七百八十一番一
福生市加美平二丁目十四番一
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和元年十月三十一日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名
許可を受けた者の
住所及び氏名
調布市深大寺東町四丁目三十一番一
西東京市芝久保町四丁目二十六番三
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

府中市本宿町二丁目二番十六、同番十九、同番三十四及び同番三十五
東大和市上北台一丁目四番地の十七
株式会社クライスコーパーション
代表取締役 丸身 忠

多摩市一ノ宮四丁目三十四番 新宿区西新宿一丁目二十六番二号
 四、同番十、同番十三、三十番二号
 五番一、同番十九から同番二十一
 代表取締役 宮嶋 誠一

臨海副都心進出事業者の公募の中止について

平成二十九年十二月二十一日付東京都公告(臨海副都心進出事業者の公募)で公告した青海C2区画に係る進出事業者の公募について、次のとおり令和元年十一月一日付けで公募を中止する。

令和元年十月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区画

青海C2区画(江東区青海二丁目三十八番六)

二 問合せ先

東京都港湾局臨海開発部誘致促進課(東京都庁第二本

庁舎九階中央) 電話〇三(五三三〇)五五八三

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価

本号 五〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

